

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◆サラリーマンでも確定申告が必要なとき

Q: サラリーマンでも確定申告をしなければいけない場合があるそうですが、どういった場合でしょうか。

A: 給与年収が2,000万円を超える人や、給料の他にアルバイト収入がある人は、確定申告をしなければなりません。

### 【解説】

サラリーマンの場合、ほとんどの人は年末調整が行われ、これによって各月において源泉徴収された税額が精算されますので、確定申告の必要はありませんが、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 給与を1カ所から受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- (3) 給与を2カ所以上から受けている人で、従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- (4) 同族会社の役員や親族で、その会社から給与のほかに貸付金の利子や賃貸料収入などを受けている人
- (5) 災害を受け、源泉徴収税額の猶予や還付を受けた人

以上は、サラリーマンで確定申告をしなければならない人ですが、逆に義務はないのですが、多額の医療費を支払った人や住宅を取得した人は、確定申告をすることによって、前もって払い過ぎていた税金が戻ってくることもあります。

